平成２６年（フ）第２０３号
大阪府富田林市寺池台２丁目３番９号202、前住所大阪市平野区長吉長原東２丁目１番３―1001号
債務者　西岡　葉月（旧姓京田）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
岡山県真庭市久世2681番地、申立時の住所岡山県真庭市久世2693番地　２階
債務者　保田　和美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２３号
岡山県津山市小原133番地21
債務者　平林　大我
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１２６号
熊本市西区蓮台寺１丁目３番10号
債務者　野々村郁香
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２号
熊本市中央区大江５丁目14番５号　コーポ嶋村301、前住所熊本市中央区大江５丁目14番23号
債務者　星野　直美
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４３号
熊本市中央区大江１丁目29番34号　Ａビル101号
債務者　川元フジノ
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４５号
熊本市西区春日４丁目19番15―312号　市営団地春日団地２棟
債務者　松岡　　佳（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５１号
熊本市南区出仲間６丁目７番５号、前住所熊本市中央区帯山５丁目22番44号
債務者　伊木　志織
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６４号
岩手県滝沢市大釜高森16番地18
債務者　和山　大輔
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８９号
岩手県上閉伊郡大槌町金澤第２地割１番地
債務者　佐々木美穂子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９１号
岩手県北上市稲瀬町前田68番地２
債務者　菊池　芳男
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１２号
山形県鶴岡市湯温海字湯之尻540番地２
債務者　木根渕健太郎
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第５４号
奈良県大和郡山市池之内町38番地１　片桐ハイツ103号室
債務者　戸田　良幸
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６５号
香川県高松市林町44―１　ウエストヴィレッジⅡＡ棟　206号室、申立時の住所香川県高松市木太町1366番地13
債務者　北角　陽子（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４８号
熊本市北区清水万石１丁目８番64号
債務者　鋤田　雅文
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５号
山口県宇部市神原町２丁目６番27―204号
債務者　西尾　正美
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第９６号
千葉市稲毛区小中台町676番地１　メゾンボナール201号
債務者　山田直樹こと　姜　　直樹
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係